

## 平成26年度 第14回 役員会議事要旨

日 時 平成26年11月12日（水） 10時00分～11時05分

場 所 大学本部3階学長室

出席者 学長，瀬口理事，岩本理事，宮崎理事，吉田理事

欠席者 中島理事

陪席者 佐々木監事，後藤学長室長，増子学長補佐

- 学長から，平成26年度第13回役員会議事要旨の確認依頼があった。

### 【審議事項】

#### (1) 寄附に伴う感謝状の贈呈について

学長から，本件は，寄附に伴う感謝状の贈呈について推薦があり審議する案件である旨の説明があった。

次いで，医学部事務部長から，医学部への多額の寄附により，本学医学部の発展に寄与する者として感謝状の贈呈を推薦する旨の説明があり，審議の結果，了承された。

なお，学長より，紺綬褒章の対象となるので，大学から内閣府賞勲局に申請したい旨をご本人にお伝えし，意思を確認するよう指示があった。

#### (2) その他

特になし。

### 【協議事項】

#### (1) 国立大学法人佐賀大学役員報酬規程の一部改正について

岩本理事から，本件は，国において人事院勧告に基づく給与に関する法律等の一部改正が審議されており，本学の国家公務員に準じる基本方針により役員報酬規程の一部改正を行う案件である旨と，改正の概要について説明があった。

次いで，人事課長から，改正案の説明があり，広域異動手当，単身赴任手当については，まだ国から案が示されていないため，順次整備するとの発言があった。協議の結果了承され，書面による経営協議会及び同

協議会後の役員会で審議することとなった。

(2) 平成26年人事院勧告への対応に伴う就業規則の改正について

岩本理事から、本件は、同じく、職員給与規程の一部改正を行う案件である旨と、改正等の概要について説明があった。

次いで、人事課長から職員給与規程、年俸制教員給与規程、再雇用職員就業規則、契約職員給与規程、臨時職員給与規程の一部改正について説明があり、広域異動手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当については順次整備するとの発言があった。さらに契約職員、臨時職員については、平成26年度中の改定は行わないが、このうち、病院助教、研究助教、教育指導助教等には国立大学法人佐賀大学職員給与規程において準用規定があるので、来年4月のマイナス改定における現給保障措置は常勤職員と同様に適用される旨の発言があった。

協議の結果了承され、書面による経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

(3) 年俸制教員の業績評価体制に伴う規程の制定及び一部改正について

岩本理事から、本件は、年俸制教員の業績評価の判定をするため、年俸評価判定会議の設置に伴い教員人事評価の所要の改定を行う旨の説明があった。次いで、人事課長から「佐賀大学年俸評価判定会議規程(案)」、「国立大学法人佐賀大学教員人事評価実施規程」の一部改正、「国立大学法人佐賀大学教員人事評価の審査項目、審査方法、及び審査手順」の一部改正について説明があった。

さらに、岩本理事から、判定会議構成員の学外者とは社会保険労務士、弁護士、他大学の教員等を想定し、議長が認めたときの構成員以外の出席者は専門分野について意見を聞くためであり、投票権はないものとする旨の発言があった。

なお、この規程の場合の「議に基づき」の文言には、拘束力が弱く、最終的には学長には拒否権があることから問題はないとされた。

協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(4) 佐賀大学学生表彰規程の一部改正について

学長から、本件は、学生表彰の基準をこれまで以上に明確にし、併せて推薦書の見直しを行うものである旨の説明があった。次いで、学生生活課長から、改正の概要の説明があり、協議の結果了承され、直近の教

育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(5) 佐賀大学体育施設規程の一部改正について

学長から、本件は、規程を改正し休業日を明確にするものである旨の説明があった。次いで、学生生活課長から、改正の概要の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(6) その他

特になし。

**【報告事項】**

(1) 平成25年度に係る業務の実績に関する評価の結果について

増子評価室長から、本件は、国立大学法人評価委員会から、項目別の評価結果の3項目は「順調」、「その他業務運営に関する重要目標」のみ「おおむね順調」と一段階下げられた確定報告があった旨の説明があった。さらに、課題として指摘された事項、「特筆」される事項として取り上げられた法人、今後の留意点、機能強化に向けた取り組み状況、改革推進状況等、今回の評価結果の概要と特徴について説明があった。

学長から、コンプライアンスに関して周知徹底し、職員ハンドブックをベースにリスクを予防するシステムをつくる、加点を伸ばしてペナルティがつかないようにする旨の発言があった。

(2) その他

特になし。

**【その他】**

特になし。

以上